

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表

制 定 昭和36年11月25日付 自 車 第880号  
最終改正 令和5年3月31日付 国自技環第206号

改 正 後	改 正 前
<p>自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-4-11 (略)</p> <p>3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記録するものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-4-11 (略)</p> <p>3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記録するものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」（平成15年3月31日国自技第383号）により基準緩和の認定を受けた被けん引自動車については、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。</u></p> <p>① 最大積載量欄には基準最大積載量を記録するとともに、特区最大積載量（構造改革特別区法附則第3条に規定する措置（構造改革特別区域基本方針2. (6)②）に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づく申請に係る基準緩和（以下「特区基準緩和」という。）の認定を受けた自動車が構造改革特区内において分割可能な貨物を輸送する場合における最大積載量をいう。以下同じ。）を括弧書で記録する。</p> <p>② 車両総重量欄には基準車両総重量を記録するとともに、特区車両総重量（特区最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。）を括弧書で記録する。</p>

③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例1) 保安基準第4条表中第3号で定める被けん引自動車が特区基準緩和認定を受けた場合

車体の形状					
セミトレーラ					
(略)			(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
一 人	26000 [30000] kg	9990 kg	35990 [39990] kg		

#### 備考欄

(記録例)

特区基準緩和車

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合 (煽型)

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

その他

(例2) (8) と特区基準緩和認定を併せて受けた場合

車体の形状					
セミトレーラ					
(略)			(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
一 人	【30000】 26000 [40000] kg	9990 kg	【39990】 35990 [49990] kg		

備考欄

(記録例)

特区基準緩和車

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（船底型）

最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。最大積載量及び車両総重量欄中下段括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

その他

(12) 自動車の最大積載量は、細目告示第81条第2項（第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。）、第159条第2項（第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。）又は第237条第2項（第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。）により算定した値を次の数値により記録する。

ただし、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車であって、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして記録する。

3-4-13～3-15 (略)

第4章～第6章 (略)

別表第1～第6号様式 (略)

別添1～別添3 (略)

附則 (令和5年3月31日国自技環第206号)

本改正規定は、令和5年3月31日から施行する。

(13) 自動車の最大積載量は、細目告示第81条第2項（第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。）、第159条第2項（第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。）又は第237条第2項（第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。）により算定した値を次の数値により記録する。

ただし、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車であって、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして記録する。

3-4-13～3-15 (略)

第4章～第6章 (略)

別表第1～第6号様式 (略)

別添1～別添3 (略)

(新規)